

カトマンドウの仏塔へのチベット人巡礼者と 清朝の対チベット政策

小松原 ゆり

Tibetan pilgrims to Kathmandu: Examining the process of the Qing's policy decision towards Tibet

KOMATSUBARA Yuri

Abstract : Swayambhunath and Boudhanath, which are white stupas in the suburbs of Kathmandu in Nepal, are holy places of Tibetan Buddhism. In particular, Boudhanath has a legend that is deeply connected with Tibetan history, meaning that many Tibetans have been visiting the site since ancient times. In the second half of the eighteenth century, before the first Sino-Nepalese war, the Tibetan government sent missions to Boudhanath in order to whitewash the walls of the stupa according to an old custom. Shamarpa, who was a famous reincarnated lama of the Karma Kagyu lineage, also visited this location to worship the stupas. In the end, he agitated the Gurkha court to invade Tibet and it is said that the first Sino-Nepalese war was thus broke out. After the war, the Tibet-Gurkha agreement was established in 1789, which defined and secure the Tibetan missions to the stupas of Kathmandu. Bstan' dzin dpal 'byor, who was a minister of the Tibetan government, was taken to Boudhanath by the Gurkha army as a captive during the second Sino-Nepalese war. The Tibetan pilgrims could therefore visit holy places in Nepal, even during wartime. After the second Sino-Nepalese war, the Qing established the Twenty-Nine Article Imperial Ordinance toward Tibet in 1793. In Article Two, it was ruled that when the Tibetan government's missions and Tibetan pilgrims visit the stupas of Kathmandu, the Ambans should issue a passport with a written expiration. If the return date expires, the Ambans can demand that the Gurkha King orders the pilgrims to return to Tibet. This content was General Fukangga's proposal. At first, Emperor Qianlong insisted that all Tibetans should be prohibited from visiting abroad for worship; nevertheless, he eventually agreed with General Fukangga's proposal. Emperor Qianlong aimed to establish a suitable ordinance for the Tibetan's situation and General Fukangga's institution was exactly that.

關鍵詞 : 巡禮, 布達納特, 廓爾喀之役, 乾隆帝, 欽定藏內善後章程二十九條

Keywords : pilgrim, Boudhanath, the Sino-Nepalese war, Emperor Qianlong, the Twenty-Nine Article Imperial Ordinance toward Tibet

1 はじめに

ネパールのカトマンドウ近郊にあるスワヤンブナートとボダナートの仏塔は仏教の聖地であり、なかでもボダナートの仏塔はチベットと深く関わる伝説を持ち、古来より数多くのチベット人巡礼者が訪問する地である。18世紀後半の二度にわたるチベット・清朝対ネパール戦争（第1次・第2次グルカ戦争¹）の後、1793年に清朝がチベットに対して制定した欽定蔵内善後章程29条のなかには、チベット人によるカトマンドウの白塔への参拝に関する条項が存在する。佐藤長（1986：706）は、同章程のうち、戦争の原因に関係する項目として、新旧貨幣の兌換、ネパールやカシミールとの交易、グルカのチベット侵入を扇動したとされたカルマ・カギユ karma bka' brgyud 派の化身僧シャマルパ zhwa dmar pa¹⁰世チョードウブギャツォ chos grub rgya mtsho の死後の処理、幣制の改革、化身僧を選出する金瓶掣籤制の制定の5項目を取り上げているが、カトマンドウの仏塔への参拝については、戦争の原因に直接関係がないとして取り上げていない。

しかしチベット人のカトマンドウの仏塔への参拝は、チベット人の「信仰」に関わる重要な問題であると同時に、近代国家が形成される前の18世紀後半に、清朝が「越境」をどのように捉えていたのかを知る鍵になると言えよう。そこで本稿は、18世紀後半の第1次・第2次グルカ戦争を経て、チベット人によるカトマンドウの仏塔への参拝がなぜ問題として浮上し、欽定蔵内善後章程29条でどのように定義されたのか、同章程の制定過程をたどりながら検証し、チベット人の「信仰」と章程の制定に対する清朝の認識について考察を行う。

2 ボダナートの伝説とチベット人巡礼者

チベットでは、ボダナートの仏塔の建立にまつわる次のような伝説が存在する²。その昔、ネパールの貧しい鳥飼いの女テムチョコクが、国王に土地を乞い、4人の息子とともに仏塔チャルンカシヨル³（ボダナート）を建立した。仏塔に迦葉仏⁴の舍利を納める時、馬飼いの長兄は、仏塔を完成させた功德によ

¹ これらの戦争に対する呼称は数々存在するが、本稿では佐藤長氏に倣い第1次・第2次グルカ戦争の名称を用いる。

² ボダナートの伝説については田中、吉崎（1998：69-70）を抜粋した。

り、次の釈迦牟尼仏の世ではチベットの王になって、彼の地に仏教を広める、という誓願を立てた。豚飼いの次兄は、チベットに仏教が広まる時、彼の地に仏教教団を樹立する大学僧になる、という誓願を立てた。犬飼いの三兄は、チベットに仏教が広まる時、彼の地で仏教への敵対者を服従させる阿闍梨になる、という誓願を立てた。鳥飼いの末弟は、3人の兄がチベットに仏教を広める時、彼ら3人を引き合わせる大臣になる、という誓願を立てた。その後8世紀のチベットにおいて、長兄は最初の大僧院サムイエー *bsam yas* を建立したティゾンデツェン *khri srong lde brtsan* 王、次兄はサムイエー寺の最初の管長となったシャータラクシタ *śāntarakṣita*、三兄は建立にあたり地鎮祭の導師を務めたパトマサンバヴァ *padmasambhava*、末弟はシャータラクシタとパドマサンバヴァを招聘するためネパールに派遣された大臣バ・セルナン *sba gsal snang* に生まれ変わったのであった。

このように古代チベットの歴史と宗教にまつわる伝説を持つボダナートへチベット人が参拝する歴史は古く⁵、チベット政府からも、年に一度仏塔の塔壁に白い粉を塗り直す布施のために使者を派遣する慣習があった⁶。第1次グルカ戦争前の1783（乾隆48）年にも、チベット政府は僧官のガルダンカチュ *dga' ldan bka' bcu* と医者ツェペルナン *rtse 'phral nang* を仏塔のお色直しのためカトマンドウの仏塔へ派遣したという記録が残る⁷。しかし、彼らの派遣は、チベット・グルカ間で貨幣の兌換率や関税の問題が浮上した時期と重なったため、グルカは対チベット交渉の切り札として彼らを拘束し、なかなか帰国させなかった⁸。また、シャマルパが1784年にネパールを訪問した理由も、カトマンドウの仏塔参拝であった⁹。彼らの存在が、第一次グルカ戦争後に結ばれたチベット・グルカ協定でカトマンドウの仏塔への参拝の自由が明文化されたの

³ この仏塔は予想上に巨大であったので、驚いた民衆が国王に訴えたところ、国王は「チャルンカシヨル (*bya rung kha shor*、造ってよいつい言ってしまった)」と言ったことから、仏塔はチャルンカシヨルの名で知られるようになったとされる。この仏塔の建設が始まって4年後に鳥飼いの女は死んだが、4人の息子たちは母の意思を継いで仏塔を完成させた（田中、吉崎1998：69）。

⁴ 迦葉仏とは、過去七仏（釈迦が誕生するまでに登場した7人の仏）の第6番目の仏のこと。

⁵ 《元以来》第3冊：779乾隆57年10月23日、《廓爾喀檔》乾隆58年2月13日では、チベット人のカトマンドウの仏塔への参拝は数百年前から続く慣習であったと言及されている。

⁶ DPN: 555。

⁷ DPN: 555によると、彼らは香と薬の購入と両仏塔への参拝を目的にネパールを訪れている。

⁸ DPN: 555-556。

⁹ DPN: 555；軍機処滿文録副奏摺 3-157-7633-54 乾隆57年9月10日 番婦ツェワンラモの供単。

は、こうした背景があったからと言うことができる。

3 第1次・第2次グルカ戦争と白塔への参拝

3.1 第1次グルカ戦争後のチベット・グルカ協定における参拝問題

ネパール西方の小王国の一つであったグルカは、18世紀半ばにプリトビナラヤン・シャア prithvinarayan shah 王が勢力を拡大して東方に進出し、1769(乾隆34)年マツラ朝の三つの都を征服して経済の中心地カトマンドゥ盆地を支配し覇者となった。さらにグルカは東に進攻し、ブータンやシッキムを攻撃したのに続いて、1788(乾隆53)年チベットのツァン gtsang 地方に侵入し、第1次グルカ戦争が勃発した。グルカがチベットを攻撃した背景には、貨幣の兌換率や関税を巡る経済問題¹⁰と、故パンチェンラマ3世ロサンペンデンイエシェー blo bzang dpal ldan ye shes の遺産を巡る兄弟間の争いの二つを挙げることができる。後者について詳説すると、パンチェンラマ3世が1981年に北京で客死した後、長兄のドゥンパ・フトクト drung pa ho thog thu¹¹と弟のシャマルパは莫大な遺産を巡って争い¹²、敗れたシャマルパがネパールへ赴いて、グルカ王にその財産の強奪を扇動した¹³。このことが、グルカがチベットに侵入した直接的原因とされたのであった。

グルカの侵入を受けて、清朝はチベットに援軍を派遣したが、その軍隊がチベットに到着した時には既にチベットとグルカの間で講和交渉が開始されており、翌1789(乾隆54)年に講和会談¹⁴が開かれ、協定¹⁵が締結された。協定の内容には、チベットがグルカに支払う賠償金、貨幣の兌換率、交易に関する項目

¹⁰ 中世からネパールのカトマンドゥ盆地の王朝は、チベットに対して銀貨を輸出し膨大な利益を得ていた。18世紀後半ネパールの覇者となったグルカ朝も、自ら銀貨を鑄造しチベットへ輸出したが、質の異なる古い銀貨との兌換率の問題が浮上した。そこでグルカは兌換率引き上げや関税緩和についてチベット政府に要求したが、聞き入れられなかったため、チベットに侵入したとされる(《欽定巴勒布紀略》巻16、12葉)。

¹¹ ドゥンパ・フトクト(仲巴呼圖克圖)はパンチェンラマの菩提寺であるタシルンポ bkra shis lhun po 寺の財務長官を担い、パンチェンラマ3世の遷化後も同寺の財政を握っていた(《欽定巴勒布紀略》巻4、31葉下~32葉上)。ツァンを管理する一切の事務も行ってたともされる(軍機処漢文録副奏摺3-157-7633-29ドゥンパ・フトクトの供述)。DPNではロブサンチンパ blo bzang sbyin pa の名で登場する。

¹² パンチェンラマ3世の親族関係については小松原2002を参照。

¹³ 《欽定巴勒布紀略》巻4、9葉下、巻20、6葉上。

¹⁴ 講和会談については、小松原(2010: 147-149); Komatsubara (2016: 183-185)を参照。

¹⁵ DPNでは chigs、漢文史料で「合同」と表現されているが、ここでは協定と訳した。

が存在するが¹⁶、チベット人によるスワヤンブナート、ボダナートの仏塔への参拝についても以下のように規定された。

ネパール（カトマンドゥ）地方の二つの仏塔（スワヤンブナート、ボダナート）に白い粉を布施して塔を修建なさるなどの場合に〔チベット〕政府から使者を派遣し、同じようにグルカからラサ方面へ特別に人を派遣する必要がある類などについては、チベット・グルカの双方によって援助・管理を同じように絶えず行うこと¹⁷。

チベット政府がカトマンドゥの二つの仏塔のお色直しに布施を行うため使者を派遣することが協定で保障されたのであった。その背景には、使者を派遣することが長年の慣習であることに加えて、先述のチベット政府の使者・ガルダンカチュとツェペルナンがグルカ側に拘束された件を指摘することができる。長年の慣習が妨害されることなく継続できるように、協定で保障したのである。さらに、チベット政府の使者だけでなく、グルカからチベットへ人を送る場合についても明記されており、お互いが訪問者に配慮を行う旨が規定された。この協定が5月に調印された後、同年チベット政府からカトマンドゥの仏塔に使者が派遣されていることから¹⁸、この協定の効力を窺い知ることができよう。

3.2 チベット人とカトマンドゥの二つの白塔

18世紀後半のチベット人にとって、カトマンドゥの仏塔はどのような存在であったのか。第2次グルカ戦争の際にグルカ側に拘束され、人質としてネパールに連行されたチベット政府のカロン（大臣）*bka' blon* テンジンペンジョル *bstan 'dzin dpal 'byor* の伝記（DPN）から、当時のチベット人が有していた仏塔に対する認識について具体的に検証を行う。

乾隆56（1791）年6月末、チベットからネパールへ続く街道沿いの街ニャラ

¹⁶ 協定の内容については小松原（2010）；Komatsubara（2016）を参照。チベット側が提出した講和協定原文の漢訳版とポタラ宮に保管されていた草稿の漢訳版を基に内容を分析している。

¹⁷ *bal yul mchod rten rnam gnyis la sku dkar 'bul ba dang/ rten bzhengs bcas su gzhung nas sku tshab ne gnang dang/ de mtshungs gorṣha nas lha sa phyogs su dmigs bsal mi sna gtong dgos rigs bcas la bod gor gnyis kas phan grogs bdag rkyen sngar rgyun nyams med gnang dgos/*（軍機処滿文録副奏摺03-194-3411-15、03-194-3411-16）。講話協定は2部作成され、グルカとチベットが1部ずつ保管した。この2通を検証した結果、同部分の内容は同じであった。

¹⁸ DPN: 666。また協定が調印された1789年はボダナートへの巡礼年である鳥年であった。

ム gnya' lam の市場において、賠償金減額に関する話し合いの場がチベット・グルカ間で設けられることになった。しかし話し合いは実現せず、グルカはチベットに侵入し第二次グルカ戦争が勃発した¹⁹。同地に派遣されていたチベット政府代表のテンジンペンジョルとカロン・タシトンドゥブ bkra shis don 'grub らはグルカ兵に拘束され、捕虜としてネパールへ連行されたのであった。

テンジンペンジョルたちチベット人捕虜は、カトマンドウの酷暑に堪えられないとして、まず涼しい気候のマハーデーヴァシュリ山に一月余り留め置かれた後²⁰、グルカ王の命によって山下にあるチャングナラヤン寺院²¹に移動し、ボダナートへと連行されたのであった²²。チャングナラヤンに身柄を移される際、テンジンペンジョルは仲介役のシャマルパに対して、チベットに帰ることが許されず、住む場所の選択ができなくても、生き残るのに経を唱えラマの祝福を受けるために住みたい聖地を3か所挙げたのだが、その第3の場所がカトマンドウのボダナートとスワヤンブナートの二大仏塔であった²³。上述のごとく、ボダナートはチベットに縁のある聖地であり、仲介役のシャマルパの庵がある場所でもある。カトマンドウの宮殿からもそこまで遠くないため、テンジンペンジョルの希望どおり同地に住むことが認められたと推測される。

聖地ボダナートのそばに滞在していた日々について、テンジンペンジョルは次のように回想している。

大きな仏塔（ボダナート）のふもとに滞在している間、各自が〔塔の周りを〕五体投地・巡拝（右繞）するなどそれぞれに見合った善根を積もうとも妨害されることのない、少しく平安な地であり、近隣の村々もまたニシャンパ人でチベット人に敬意を持っており、かつチベット語もそこそこ通じ、意志の疎通ができるなど、くつろげる地域であった²⁴。

¹⁹ 乾隆56（1791）年7月、グルカは第一次グルカ戦争の講和協定で決められた賠償金をチベット側が支払わなかったことを理由にチベットへ再度侵入し（第2次グルカ戦争）、ツァン地方の中心地タシルンボ寺を襲撃し、故パンチェンラマの遺産を強奪した。その報を聞いた乾隆帝は、福康安を大將軍に命じ、四川兵に加えて遠くソロンやダフルの兵も動員し、合計17000名から成る大軍隊をネパールに遠征し、翌年停戦が行われたのであった。第2次グルカ戦争の経緯については、佐藤長（1986）などを参照。

²⁰ DPN: 786。清朝側史料では次の移動地チャングナラヤンで一月留め置かれたとする（軍機処満文録副奏摺 3-157-7634-47 乾隆57年7月4日 テンジンペンジョルらの供述）。

²¹ Changu Narayan, Tib < khyung rong byon (DPN: 812)。カトマンドウから東に約20km離れた場所に位置するヒンドゥー教の古寺。

²² DPN: 816-817。

²³ DPN: 812。

テンジンペンジョルらは捕虜であり、グルカ兵による監視もついていたが、ボダナートの周囲を巡拝することが許されていたと同時に、周囲の住民たちもチベット人に対して友好的であった様子を知ることができる。

一方、テンジンペンジョルは捕虜生活を送るなかで、二大仏塔のもう一つであるスワヤンブナート²⁵にも参拝している。テンジンペンジョルは、ボダナートは仏教徒には聖地として参拝されるが、非仏教徒（ヒンドゥー教）には野蛮な仏塔と言って信仰されていない。しかしスワヤンブナートは、仏教徒・非仏教徒の双方が崇拜するこの上ない塔とみなされている、と語っている²⁶。また、シャマルパの嫁は、スワヤンブナートにもシャマルパの廟があり、金銀の財産が保管されていたと証言していることから²⁷、ボダナートのみならずスワヤンブナートとチベット人の関係も指摘することができるのである。

3.3 戦時中のチベット・ネパール間の往来について

グルカに連行されたテンジンペンジョルたちの安否を確認するために、彼の家人らは幾度も使者をネパールに派遣していた。まず、彼の家人とタシルンポのドゥンパ・フトクトは、東チベット地方から来た巡礼者に、テンジンペンジョルとタシルンポ代表の捕虜宛ての手紙といくらかの金を託している。また、ニヤラムの商人と巡礼者を通じて手紙を数通送っていた。しかし、テンジンペンジョルによると、使者の存在はグルカ側に発覚してしまい、家人が送った手紙や金は届かずシャマルパの手に渡っただけでなく、監視が厳しくなると、ボダナートへの参拝を10日余り禁止されたと述べており²⁸、チベット人使者と捕虜が接触することは不可能であった。その他にも、テンジンペンジョルの安否確認に加えて、逝去した彼の祖父公パンディタ gung paṅḍira と父パサンツェリン pa sangs tshe ring²⁹の供養を兼ねて、使者をカトマンドウの二つの仏塔

²⁴ mchod rten chen po'i drung du sdod ring so sos phyag bskor sogs 'khos dpags kyi dge rtsa gang byas rnam la bkag bgegs min pa'i cung zad sdod bzod bde zhing/ 'dabs 'brel yul grong rnam kyang gnyi shang pa'i mi rigs su song gshis bod mir dad 'dun che zhing bod skad kyang thebs chags go don 'byor pa sogs blo bag phebs khul yin/ DPN: 824

²⁵ サラガンダム sa'a la gnḍha'am、別名パクパシクン 'phags pa shing kun (DPN: 831)。

²⁶ DPN: 832。

²⁷ 軍機処満文録副奏摺3-157-7633-54 乾隆57年9月10日 番婦ツェワンラモの供単。

²⁸ DPN: 825。

²⁹ テンジンペンジョルの母リンチェンキゾム rin chen skyid 'dzoms は最初公パンディタの息子パサンツェリンに嫁いだが、結婚後彼が僧籍に入ったため、父のパンディタと結婚した (DPN: 69)。よって DPN では、パンディタをテンジンペンジョルの祖父とも父とも表記している。

に派遣している³⁰。戦時中であっても、チベット人による聖地への参拝や供養を行う習慣が絶たれることはなかったのである。

逆に、ネパールのテンジンペンジョルらからもチベット政府や家人たちへの手紙を託した使者が4回（シャマルパの死後送られた1回を除く）送られていたが、後にテンジンペンジョルは、自分の意思で書いたものではなく、シャマルパに書かされたものと証言している³¹。これらの手紙を運んだのは元チベット人捕虜であり、テンジンペンジョルらの手紙だけではなく、グルカの將軍ラトナバトウからチベットの清朝官宛ての手紙も運んでいた³²。捕虜の安否を伝えるという名目のもとに、グルカ側が清朝側と停戦の条件に関する交渉を行うため、テンジンペンジョルらに手紙を書かせたとも考えられるのである。

4 欽定蔵内善後章程29条の制定とカトマンドウの仏塔参拝について

4.1 第2次グルカ戦争と欽定蔵内善後章程29条の制定

先述のごとく、乾隆56（1791）年、グルカは、第一次グルカ戦争の講和条約で決められた賠償金の未払いを理由に再度チベットに侵攻してツァンの中心であるタシルンポ寺を襲撃し、故パンチェンラマ3世の遺産の財宝を強奪した（第2次グルカ戦争）。チベットからの報を聞いた乾隆帝は、翌乾隆57（1792）年に大將軍フカンガ（福康安）率いる大軍隊をネパールまで遠征させた。清朝軍のネパール遠征を受け、グルカは6月初めにテンジンペンジョルら捕虜を解放し、6月末のベトラヴァディの大戦闘を経て、8月に入って正式に停戦・講和が実現した。

第2次グルカ戦争の戦闘の間を縫い、チベット現地の福康安は北京の乾隆帝や軍機大臣と対チベット善後策に関するやりとりを幾度となく行い、29条にわたる章程が作成された。この欽定蔵内善後章程29条の内容は、ダライラマをはじめとする高僧の選出方法（金瓶掣籤制）、周辺諸国との交易・往来・交流、貨幣、チベット軍備、駐蔵大臣の地位・職種、チベット官僚の選出、寺院の役員
の選出、税法、他地域からチベットへの参拝、処罰など様々な項目にわたる³³。このなかで、チベット人のカトマンドウの二大仏塔への参拝は第2条で

³⁰ しかし使者はネパールに入ることができずニヤラムのツォンドウで待機していたが、結局ネパールに行くことなくラサに戻った（DPN: 846-847）。

³¹ 軍機処漢文録副奏摺 3-157-7634-47 テンジンペンジョルの供述。

³² 軍機処漢文録副奏摺 3-157-7634-55。

定義されている。本章では、《廓爾喀檔》に収録されている福康安と軍機大臣のやりとりを記した檔案史料を利用し、この条項が制定されるまでの考案過程を追いながら、その内容の検証を行う。

4.2 カトマンドゥの白塔への参拝に関する条項の決定過程

乾隆57年10月23日、チベット現地の福康安はチベットからカトマンドゥの仏塔への参拝について、「[チベットの]僧俗の人々は、みなカトマンドゥの神塔を最も靈驗あらたかとしており、参拝すれば必ず福を得ることができるとしている。ダライラマが塔のお色直しをするのもまた数百年伝わる旧習である³⁴」と、チベット人の信仰心の強さとカトマンドゥの仏塔への参拝が長年の慣習であることを指摘し、「もし一概にカトマンドゥの仏塔への参拝を禁止するならば、チベットの人々は元々仏教を信仰しており、転じておそらくこっそり境界を越える弊害が生じるだろう³⁵」と、参拝を禁止しても信仰心がある限り根絶することは不可能であることを予測していた。そこで提案したのが以下の案であった。

今後全てのダライラマが人を派遣して塔のお色直しをしたり、仏塔にお参りするチベットの民がいたならば、みな駐蔵大臣から通行手形（印票）を發給して、帰ってくる期限を設け、チベットに帰ってくる日に通行手形を返納させて廃棄し、チベットの外に逗留することを許さないべきである³⁶。

駐蔵大臣が通行手形たる「印票」を發行、つまり清朝がチベット人参拝者の出入国や期限を管理することで、カトマンドゥの仏塔への参拝を許可する方針を提案したのであった。現代におけるパスポートならびにビザの發行に相当するといえよう。この背景には、カトマンドゥの仏塔参拝を理由にネパールを訪問したが、そのまま現地に留まってグルカのチベット侵入を扇動したとされるシャマルパの存在が大きく影響していたといえよう。さらに「もし期限を過ぎてもチベットに帰還しないものがいれば、駐蔵大臣がグルカの長に催促し取り締まりを厳密に行うことを明らかにすべきである³⁷」、と参拝は許可しながら

³³ 詳しい内容は廖祖桂、李永昌、李鵬年（2006）を参照。

³⁴ 《元以来》第3冊：779 乾隆57年10月23日。

³⁵ 《元以来》第3冊：779 乾隆57年10月23日。

³⁶ 嗣後凡遇達賴喇嘛差人刷塔及朝塔番民、俱應由駐蔵大臣發給印票、限以回往之期、回蔵之日將照票繳銷、不許逗留辺外（《元以来》第3冊：779 乾隆57年10月23日）。

³⁷ 《元以来》第3冊：乾隆57年10月23日。

も、出入境の管理を厳格に行う旨を強調している。チベット現地の慣習に配慮しながらも、清朝による対チベット管理を強化した案ということができよう。

しかし、乾隆帝の意向は厳しいものであった。

前回福康安らが上奏したラトナバトゥが提出した原立合同（1789年チベット・グルカ協定）にある「毎年チベット人はカトマンドゥに行き仏塔を参拝し白土を塗る」という一節も、また福康安らに諭旨を下して、善後事宜のなかにくり入れてこの事を永遠に停止させよ³⁸。

ここで取り上げているのが、1789年のチベット・グルカ協定である。この協定では参拝が認められていたにもかかわらず、今回乾隆帝は「永遠に停止」と全面的に禁止する厳しい姿勢を示したのであった。自らの意向に相反する福康安の上奏については、「なお未だ前回下した諭旨を受け取っていないのでこのような議となったのだ³⁹」と擁護しながらも、「もし彼らに諸外国に行き寺や仏塔を参拝するのを許せば、かえってグルカが（このことを）聞いて疑いを生じることになり、まさに全て許さないというのこそ、実に正しい⁴⁰」と、グルカの反応を危惧し、断固として禁止の姿勢を貫いている。

さらに乾隆帝は、カトマンドゥの仏塔以外の仏教聖地への巡礼についても、釈迦の涅槃の地クシナガラ Kuśi-nagara への参拝を例に挙げ、該地はチベットから遠く、住民は現在非仏教徒であることを指摘したうえで、以下のように言及した。

思うにトゥルナン 'phrul snang 寺（大招寺）が供えているのは即ち釈迦牟尼像⁴¹であるので、それらの僧およびチベットの人々はもし真心を持って敬奉するならば、すなわち朝に夕なに頂礼し仏の教えを賜ることができ、例えるならば、水が地中にしみこむように仏の教えが到達しないところはない。必ずしも遠く外国に赴き釈迦牟尼の涅槃の地に至ってこそ初めて崇信するということには及ばない⁴²。

³⁸ 前次福康安等奏拉特納巴都爾呈出原立合同有每年唐古忒人前往陽布朝塔抹拭白土一節、亦經降旨令福康安等歸入善後事宜內、將此事永遠停止。《廓爾喀檔》乾隆58年正月21日。

³⁹ 《廓爾喀檔》乾隆58年正月21日。

⁴⁰ 《廓爾喀檔》乾隆58年正月21日。

⁴¹ 釈迦十二歳像。7世紀に文成公主が中国からもたらしたとされる。

⁴² 因思大招所供即係釈迦牟尼仏像、該喇嘛及唐古忒人等如果真心敬奏、即可朝夕頂禮仏之垂教、譬如水行地中無所不到。何必遠赴外番至釈迦牟尼仏涅槃之處、方為崇信耶。《廓爾喀檔》乾隆58年正月21日上諭。

ラサの中心にあるトゥルナン寺の本尊は釈迦牟尼像であることを指摘し、実際に釈迦の涅槃の地クシナガラへ巡礼しなくても、トゥルナン寺に参拝すれば十分に仏の教えを賜うことができると結論付けている。カトマンドゥの白塔への参拝についても、「以前仏塔に参拝して仏にお詣りすることがあったのに、どうしてかつて前年のツァンの災い（第2次グルカ戦争）を救っただろうか⁴³」と否定的に捉えている。よって、「カトマンドゥに行き仏塔を参拝し土を塗るのを許さないだけではなく、各外国に赴き聖山や仏塔を参拝することもまた定義に従い全て停止し、群衆の戸惑いを払いのけて積習を取り除くことで初めて妥当である⁴⁴」と、カトマンドゥの仏塔のみならず諸外国の聖山・仏塔などへの参拝を全面的に禁止することで、グルカの疑惑を取り除き従来の巡礼の往来にともなう積習を取り除くことができるという厳格な指針を示したのであった。

その一方で、乾隆帝は「ブータン及びシッキム、ゾムなど周辺諸国の人々でチベットへ参拝に来るものがあるのであれば、通行手形（印照）を発給してからはじめて許可する⁴⁵」とし、チベット仏教徒である彼らが巡礼のためチベットを往来することについては、フカンガの提示と同様に通行手形の発給という制限をつけながらも、許可する姿勢を見せている。つまり、乾隆帝が全面的に禁止する姿勢を示したのは「チベット人」の出入境であった。対グルカ政策の一環として、シャマルパのようなグルカとの密通者が再度生じることを防ぐため、チベット人の巡礼を目的とした出入境を禁止したと考えられる。

しかし、乾隆帝は福康安たちの案を完全に否定したわけではなかった。乾隆58（1792）年2月13日の上諭では、次のように述べている。

もちろんチベットの民（番俗愚民）は、仏教を崇拜する歴史が長いので、一時ににわかに「スワヤンブナート、ボダナートの仏塔に参拝する慣習を」取り除くことは難しい①。和琳（駐蔵大臣）らに状況を観察させ、先に奉じた論旨に照らして随時曉諭させ、もし僧侶やチベット人たちが、徐々に「事態を」悟ることができ、再び「カトマンドゥの仏塔に」足を運ばなくなれば②、最終的に「スワヤンブナート、ボダナートの」仏塔に参拝し白い土を塗ることを永遠に停止し、さらに群衆の困惑を払いのけ、積

⁴³ 《廓爾喀檔》乾隆58年正月21日上諭

⁴⁴ 《廓爾喀檔》乾隆58年正月21日上諭

⁴⁵ 《廓爾喀檔》乾隆57年11月29日上諭

習を除くことができる。もしこの時、実に禁止しがたい所があれば、またしばらくその旧習に従うべきであり③、なお駐蔵大臣に通行手形（照票）を〔参拝者に〕与えさせ、帰ってくる日期を限定させ、チベットに帰ってくる日になお通行手形を返納・廃棄し、チベットの境界外に逗留することはできないと、同時に禁例を説明させる。もしこっそり行き密かに境界を越える者がいれば、速やかに取り調べて処分する。おおむね風俗・習慣に従いながらなお防禦の意にかこつけて、初めて妥当なものとなるのである④⁴⁶。

乾隆帝はチベット人の信仰心が強く、カトマンドウの白塔へ参拝する慣習を取り除くのは難しいと認識しており（下線部①）、チベット人たちの自発的な意識改革によって（下線部②）、その旧習を廃しようとしていたことがわかる。そこで、該所への参拝を禁止しがたい状況であるならば、しばらくその旧習を残す方針を示したのであった（下線部③）。つまり、先に福康安らが提示した巡礼者に通行手形を発行して出入境を管理するという、現地の慣習に配慮する案がふさわしいとの判断を下したのである（下線部④）。

以上のやり取りを経た後、最終的に欽定西藏善後章程29条の第2条において、カトマンドウの仏塔への参拝は以下のように規定された⁴⁷。

またダライラマからネパールの仏塔（カトマンドウの仏塔）を塗るために使者を送ること、また仏塔の参拝に行く者などには、駐蔵大臣が〔往来にかかる〕期間と地域について全て記した通行手形を与えて中国で管理させる。また〔その者が〕期日に到着しない時は、駐蔵大臣からグルカの王に手紙を送り呼び出して〔速やかに帰国するように〕催促すること⁴⁸。

先に福康安が提案した方針をそのまま継承していることがわかる。乾隆帝は

⁴⁶ 自因番俗愚民崇奉仏教相沿日久、一時驟難革除。令和琳等察看情形、遵照前奉諭旨、隨時曉諭、若喇嘛、唐古忒人等漸能覺悟、不復踵行、竟將朝塔抹土之事永行停止、更可祛群惑而除積習。若此時、実有碍難禁止之處、亦可姑仍其旧、仍令駐蔵大臣給予照票、限以回往日期、迴蔵之日、仍將照票繳納、不得逗遛邊外、並申明禁例。如有潛往私越者、即行究治。庶於從俗之中、仍寓防閑之意、方為妥善。《廓爾喀檔》乾隆58年2月13日。下線部は筆者によるものである。

⁴⁷ 廖祖桂、李永昌、李鵬年（2006）は、タシルンボ寺で発見された水牛年文書（チベットで発令された欽定藏内善後章程29条）と、ラサの駐蔵大臣衙門で発見された抄本の二つのチベット語版の内容を比較検証し、チベット語版と漢訳版の内容を分析している。その結果、タシルンボ寺で発見された原本が正本であり、その漢文訳（《元以来》に収録）が一番原本に近いという結論に達している。本稿ではタシルンボ寺の水牛年文書を利用する。

当初チベット人の仏塔参拝を全面禁止していたが、最終的にはチベット現地
の状況を知るフカンガの案を採用し、チベット人の慣習を配慮しながらも、清
朝による対チベット管理を強化する策がふさわしいとの判断を下したというこ
とができるのである。

5 おわりに

カトマンドウの二大仏塔はチベットと深い縁のある聖地であり、古くから多
くのチベット人が巡礼に訪れ、チベット政府も布施を行う使者を派遣してい
た。18世紀後半、チベット仏教の高僧シャマルパは、カトマンドウの仏塔への
巡礼を理由にネパールへ赴き、そのまま現地に留まってグルカのチベット侵入
を扇動したことが、対グルカ戦争が勃発した原因の一つとされた。第1次グル
カ戦争後に制定されたチベット・グルカ協定で同地への巡礼が保障されたの
も、チベット人にとって重要な意義を持つ慣習であったからということができ
る。欽定蔵内善後章程29条の制定過程において、当初乾隆帝が巡礼の全面禁止
を主張したのは、チベット・ネパール間を往来する巡礼者のなかから、再びグ
ルカ側と密通する者が現れることを危惧したからにほかならない。しかし、チ
ベット現地のフカンガは、チベット人の厚い信仰心を把握しており、対チベッ
ト政策におけるチベット仏教の重要性を認識していた。よって、チベット人の
慣習を否定することなく、対チベット政策を強化する方針を打ち出したので
あった。駐蔵大臣が通行手形を発行しチベット人の出入境を管理するという方
式は、1788年のグルカのチベット侵入によって、清がはじめて南の「境界」を
意識し、巡礼に伴う「越境」という問題を認識した結果敷かれた制度というこ
とができよう。乾隆帝は、第一次グルカ戦争の際にチベット現地からの情報が
不足していたこと（特に1789年のチベット・グルカ協定の内容が乾隆帝に伝えら
れたのは、第2次グルカ戦争が勃発してからであった）を鑑み、欽定蔵内善後
章程29条の制定過程において、さかんにチベットからの報告を求めていたの
は、チベットの実情に沿った政策を敷くことが目的だったからと考えられる。
よって、カトマンドウの仏塔への巡礼を禁止することなく、最終的にフカンガ
の案をその

⁴⁸ yang ta'a la'i bla ma nas bal yul rten zhengs su mi sna gtong ba dang/ yang mchod rten 'jal du 'gro mi
sogs bod bzhugs am ban nas dus skor khyon pa'i bka' khyab lam yig bcas gngang rgyur do dam byed/ yang
dus tshes ma 'byor ba shar tshe bod bzhugs am ban nas gor kha rgyal por bka' shog btang ba'i 'gugs 'dren
byed rgyu/ 廖祖桂、李永昌、李鹏年 (2006: 23)。

まま採用したのである。

従来の認識では、欽定藏内善後章程29条の制定を経て清の対チベット政策は強硬路線へと転じたとされる。しかし、カトマンドウの仏塔への巡礼に関する項目のように、チベット人の信仰を尊重し、長年の慣習を配慮したうえで決定した条項もあったことを、ここに指摘したい。

参考史料

[藏文]

DPN: Bstan 'dzin dpal 'byor (1986). *rDo ring Paṅḍita'i rNam thar*. 成都：四川民族出版社。

[中文]

軍機處滿文録副奏摺。北京：中國第一歷史檔案館所藏。

軍機處漢文録副奏摺。北京：中國第一歷史檔案館所藏。

馮明珠主編 (2006) 《廓爾喀檔》台北：沉香亭企業社。

方略館纂、西藏社會科學院西藏漢文文獻編輯室 (1991) 《欽定巴勒布紀略》北京：全國圖書館文獻縮微複製中心。

方略館纂、西藏社會科學院西藏漢文文獻編輯室 (1991). 《(欽定) 廓爾喀紀略》北京：全國圖書館文獻縮微複製中心。

《元以来》：中國藏學研究中心、中國第一歷史檔案館、中國第二歷史檔案館、西藏自治區檔案館、四川省檔案館合編 (1994). 《元以来西藏地方與中央政府關係資料彙編》北京：中國藏學出版社。

参考文献

[中文]

馮明珠 (1996). 《近代中英西藏交涉與川藏邊情》台北：國立故宮博物院。

蕭金松 (1984). 《乾隆重要戰爭之軍需研究》台北：國立故宮博物院。

廖祖桂、李永昌、李鵬年 (2006). 《(欽定藏内善後章程二十九条) 版本考略》北京：中國藏學出版社。

鄧銳齡 (2008). 1789-1790鄂輝等西藏事宜章程. 《中國藏學》: 138-146頁。

[日文]

小松原ゆり (2002). 18世紀後半期におけるダライラマの親族——その政治的役割を中心に——. 『明治大学文学研究論集』 17: 39-57頁。

小松原ゆり (2010). 一八世紀後半期のチベット政府構造と対外関係——チベット・ネパール・清朝関係——. 博士学位論文: 明治大学。

佐藤長 (1986). 『中世チベット史研究』 京都: 同朋舎。

田中公明、吉崎一美 (1998). 『ネパール仏教』 東京: 春秋社。

[欧文]

Komatsubara, Yuri. (2016). A study of the treaty of the first Tibet-Gurkha war of 1789. Saul Mullard & Jeannine Bischoff (eds.) *Social Regulation: Case Studies from Tibetan History*. Leiden: Brill.

Regmi, D. R. (1961) *Modern Nepal: Rise and growth in the eighteenth century*. Calcutta: Firma K. L. Mukhopadhyay.

Rose, Leo. E. (1971). *Nepal: Strategy for survival*. Berkeley: University of California Press.

小松原 ゆり (こまつばら ゆり)

明治大学文学部 (兼任講師)

岩尾一史・池田 巧 (編)

『チベット・ヒマラヤ文明の歴史的展開』

京都大学人文科学研究所 2018年3月刊
